

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日

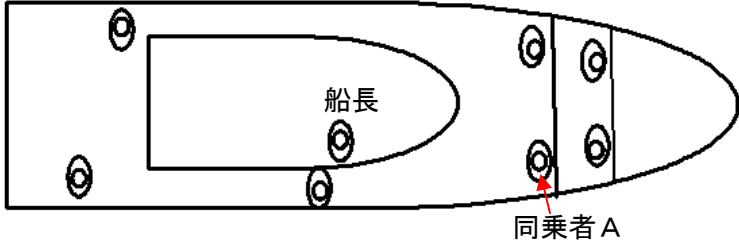
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和3年6月6日 14時46分ごろ
発生場所	愛媛県松山市興居島北方沖 頭崎灯台から真方位300° 1,760m付近 (概位 北緯33°56.0′ 東経132°41.1′)
事故の概要	プレジャーボート敬良丸は、北進中、同乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	令和3年11月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×A×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 敬良丸、5トン未満（長さ10.30m） 281-32913愛媛、個人所有 10.30m (Lr) × 2.65m × 0.85m、FRP ディーゼル機関、191.2kW、平成7年7月
乗組員等に関する情報	船長 40歳 二級小型船舶操縦士・特殊・特定 免許登録日 平成11年6月16日 免許証交付日 令和元年8月20日 (令和6年8月23日まで有効) 同乗者A 44歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか同乗者6人を乗せ、釣りの目的で令和3年6月6日07時から08時ごろ、松山市三津漁港を出港した。 本船は、興居島北方沖（以下「本件海域」という。）で、釣りを行っていたが、釣り場所を松山市野忽那島の南方沖に移動しようと北進した。 船長は、移動を開始したころ、本件海域を北西進する大型旅客船（以下「本件旅客船」という。）を北方に認めた。

	<p>本船は、本件旅客船の通過に伴い、航走波が来たので、機関を微速力前進とし、船首を波に立てたところ、14時46分ごろ、波高約2mの波により船体が大きく上下に動揺した。</p> <p>船長は、右舷船首甲板上の段差に腰を掛けていた同乗者Aが、左膝を甲板に強く打ち付けて痛みを訴えたので、本船を松山市松山港の棧橋に回航した。(図1参照)</p>  <p style="text-align: center;">図1 乗船者位置図</p> <p>同乗者Aは、船長の知人が15時07分ごろに要請した救急車で松山市内の病院に搬送され、左膝蓋骨骨折と診断された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>同乗者Aは、船釣りの経験が何度もあり、航走波に対する対処の仕方も知っており、本事故時も航走波が来ていることは知っていたが、釣りの仕掛けが気になったので、波が来るまでまだ間があると思い、左手を手摺りから離して右手で船橋前に立てかけていた釣り竿を掴もうとした際に身体が浮き上がって落下し、左膝を負傷した。</p> <p>船長は、本事故時、航走波が来ていることを同乗者に注意喚起していた。</p> <p>船長は、本船の同乗者は全員が船釣りの経験があるので航走波に対する対処の仕方を知っていたと思うが、出港前、同乗者に船首側の甲板は揺れが大きいことや航走波の対処について、十分に伝えていれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者Aは、ウエストベルト型の膨張式救命胴衣を、その他の同乗者も全員が固定式や膨張式の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件海域を北進中、船長が、本件旅客船の航走波を認めた際、主機を微速前進として船首を波に立てたものの、正船首方から航走波を受けて船体が大きく上下に動揺して、船首が持ち上がり、右舷船首甲板上にいた同乗者Aの身体が浮き上がって落下したことから、左膝を甲板に打ち付けたことにより負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、船釣りの経験が何度もあり、航走波に対する対処の仕</p>

	<p>方も知っており、本事故時も航走波が来ていることは知っていたが、釣りの仕掛けが気になり、波が来るまでまだ間があるものと思い、釣り竿を掴もうとして左手を手摺りから離したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件海域を北進中、船長が、本件旅客船の航走波を認めた際、機関を微速力前進として船首を波に立てたものの、正船首方から航走波を受けて船体が大きく上下に動揺して、船首が持ち上がり、右舷船首甲板上にいた同乗者Aの身体が浮き上がって落下したため、左膝を甲板に打ち付けたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、航走波などの波が来ている時は、波が収まるまで、船体の一部に掴まるなどして、船上での動揺に対処することが望ましい。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

